

# 会場使用料

## ◇コンサートホール

(単位:円)

種別／使用区分			午前	午後	夜間	
			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	
営利、営業又は宣伝を目的とする場合	平日	準備	33,400	57,600	82,800	
		本番	47,500	82,800	118,800	
	土曜日 休日	準備	43,200	75,600	108,000	
		本番	61,500	108,000	154,800	
営利、営業又は宣伝を目的としない場合	入場料金等の最高額が6,000円を超えるとき	平日	準備	22,300	38,400	55,200
			本番	31,600	55,200	79,200
		土曜日 休日	準備	28,800	50,400	72,000
			本番	41,000	72,000	103,200
	入場料金等の最高額が3,000円を超え、6,000円以下のとき	平日	準備	16,700	28,800	41,400
			本番	23,700	41,400	59,400
		土曜日 休日	準備	21,600	37,800	54,000
			本番	30,700	54,000	77,400
	入場料金等の最高額が3,000円以下のとき	平日	準備	11,100	19,200	27,600
			本番	15,800	27,600	39,600
		土曜日 休日	準備	14,400	25,200	36,000
			本番	20,500	36,000	51,600

## ◇シアター

(単位:円)

種別／使用区分			午前	午後	夜間	
			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	
営利、営業又は宣伝を目的とする場合	平日	準備	27,000	46,800	64,800	
		本番	37,800	64,800	93,600	
	土曜日 休日	準備	34,500	61,200	86,400	
		本番	48,600	86,400	122,400	
営利、営業又は宣伝を目的としない場合	入場料金等の最高額が6,000円を超えるとき	平日	準備	18,000	31,200	43,200
			本番	25,200	43,200	62,400
		土曜日 休日	準備	23,000	40,800	57,600
			本番	32,400	57,600	81,600
	入場料金等の最高額が3,000円を超え、6,000円以下のとき	平日	準備	13,500	23,400	32,400
			本番	18,900	32,400	46,800
		土曜日 休日	準備	17,200	30,600	43,200
			本番	24,300	43,200	61,200
	入場料金等の最高額が3,000円以下のとき	平日	準備	9,000	15,600	21,600
			本番	12,600	21,600	31,200
		土曜日 休日	準備	11,500	20,400	28,800
			本番	16,200	28,800	40,800

## ◇コンサートホールステージ又はシアターステージの練習使用

(単位:円)

種別／使用区分		午前	午後	夜間
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
練習使用	コンサートホールステージ又はシアターステージ	4,400	7,400	10,600

## ◇その他

(単位:円)

種別／使用区分		午前	午後	夜間
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
楽屋 (コンサートホール用)	第1～第3楽屋	750	1,000	1,000
	第4・第5楽屋	1,200	1,600	1,600
	第6・第7楽屋	1,800	2,400	2,400
楽屋 (シアター用)	第1・第2楽屋	750	1,000	1,000
	第3～第6楽屋	1,200	1,600	1,600
スタジオ	第1スタジオ	2,200	3,700	5,300
	第2～第5スタジオ	1,500	2,200	3,100
	第6～第10スタジオ	1,100	1,700	2,500

## ○この表のみかたについて

- 「準備」とは、準備又は練習(リハーサル等)のために施設を使用する場合をいいます。
- 「本番」とは、準備以外で施設を使用する場合をいいます。
- 「休日」とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいいます。
- 「入場料金等」とは、1回1人あたりの金額をいいます。一般的には、「入場料」、「参加費」、「会費」等を指します。
- 実際に使用した時間が各使用区分に定める使用時間に満たない場合でも、時間割による計算は行いません。
- 連続して複数の使用区分を使用する場合は、各区分の間の時間も使用することができます。
- 使用区分欄に定める時間を超過して使用した場合の使用料は次のとおりとなります。
  - 超過時間1時間につき、使用を許可した使用区分の料金の1時間あたりの金額の120パーセントに相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加算します。この場合、超過時間に1時間に満たない端数があるときでも1時間として計算します。
  - 次(又は前)の使用区分まで使用が及んだ場合は、次(又は前)の使用区分の料金を加算します。この場合、(1)で規定する料金はいただきません。
- コンサートホール及びシアターの「練習使用」は、音楽、演劇又は舞踊の練習のみのためにコンサートホールステージ又はシアターステージを使用する場合に適用します。照明や舞台設備の操作を伴うような使用(平台の使用等を含む)には適用しません。
- 第1スタジオを練習目的以外で使用する場合の使用料は、この表に定める額の3倍に相当する額となります。